

（午前10時45分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回、大きな項目、三点あります。

まず、第一点目ですが、高齢者世帯の福祉施策についてということであります。

団塊世代が高齢期に入り、高齢者の割合が増える一方であります。NHKテレビでも「老人無縁社会」「老人漂流社会」「老後破産」「親子共倒れ」といったスペシャル番組を6年前から取り上げているところです。現実には市内でも、私の近所の方で孤独死された方がありました。また、私の友人のおじさんが死後五日たってからわかったという話も聞きました。私に相談に来られた方には、年金が月に3万5,000円、あるいは無年金のため残った貯蓄で生活しているが、いつまでもつかわからない、そういったご相談もありました。

私は、ひとり暮らしの高齢者の生活苦、孤独死をなくす福祉施策について質問したいと思います。

まず一点目に、市内の生活保護世帯数とその人数は何人ですか。また、その内訳、障がい者や母子家庭などの、それぞれ別の世帯数はいくつありますかということです。生活保護受給者で、ひとり暮らしの高齢者は何人おられますか。

二点目に、現在、ひとり暮らしの高齢者は

市内に何人いますか。そしてまた、過去5年間で孤独死が何人おられたか、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

三点目ですが、ひとり暮らしの高齢者に対して、地域での見守りの活動をどのようにされているかをお聞きしたいと思います。

四点目に、ひとり暮らしの高齢者の水道代、電気代の滞納者が何人おられるか把握できているかどうかをお聞きしたいと思います。

五点目に、要支援・要介護認定の認定者は合計4,453人います。そのうち介護サービスを受けている方は4,081人です。介護認定されながら介護サービスを利用していないのはどういう理由からですか、お聞きしたいと思います。

大きな項目の二つ目ですが、子どもの貧困対策とその関連についてお聞きします。

2013年6月、衆・参両議院で全員一致で子どもの貧困対策法、子どもの貧困対策の推進に関する法律というものですが、成立いたしました。本市では、中学校卒業までの医療費無料化をはじめ、昨年度から子ども・子育て支援事業計画がスタートしました。そこでいくつもお聞きしたいと思います。

一点目に、就学援助制度について質問いたします。現在の就学援助受給者は要保護・準要保護児童で、それぞれ小学校・中学校で何人おられますか。就学援助制度の新入学児童生徒学用品費等の支給金額、いわゆる入学準備金ですが、その支給金額はいくらで、いつ支給されていますかということです。それと、ひとり親家庭、母子家庭・父子家庭は、それぞれ何世帯ありますか。

二点目に、和歌山県の子どもの貧困率は、

4年前で17.5%、全国平均よりも高く、全国9位という調査報告が新聞でも報道されています。和歌山県は来年3月に、子どもの貧困対策推進計画を出す予定ですが、本市の子ども・子育て支援計画は子育て制度についてはありますが、貧困対策について書いておられません。貧困対策についての推進計画はどのように取り組んでいこうとしていますか、お聞きしたいと思います。

大きな3項目めですが、産業廃棄物中間処理事業所についてお聞きします。橋本市神野々区において操業する産業廃棄物中間処理事業者、株式会社ワークのことでお聞きいたします。

市当局と県保健所等でご尽力いただいていることに、まず感謝いたします。私は6月議会でも質問いたしましたが、市長もそのときに答弁ございましたが、住民の声に沿って努力いたしますということでご答弁いただきまして、本当にうれしゅうございますが、現在も地域住民から不安に思っておられることがございますのでお聞きします。

今年の6月、山田地区区長会として平木市長宛てに出しました5項目の要望書というか、意見書というか、出したんですが、山田地区区長会に5項目それぞれどのような回答をされたか、5項目について次の五つを申し上げたいと思います。

まず一点目、廃棄物による不適正処理で生活環境が悪化しているので、環境保全を徹底されること。二点目に、産廃粉じんが飛散していることは事実であるので、粉じん防止の建屋建設に尽力されること。三点目に、株式会社ワーク北側・東側で汚染水が地下浸透を生じているので、適切な指導・処置を講ずること。四点目に、株式会社ワーク埋め立て工事について、産業廃棄物、汚染土・プラスチック・ゴム・ガラス・金属など全部取り除い

て、将来にわたって駐車場以外の用途に使用させないこと、という要望でございます。最後に、産業廃棄物処理行政に対する地域住民の不信払拭する一層の努力をされることという5項目について、市長宛てに出されたことになっておりますが、ご回答、ご意見をお聞きしたいと思います。

壇上からの質問をこれで終わります。どうぞご回答、よろしくお願ひいたします。

○議長（中本正人君） 7番 高本君の質問項目1、高齢者世帯の福祉施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君） 高齢者世帯の福祉施策についてお答えします。

まず、質問1の生活保護世帯数等についてお答えします。

平成28年10月現在の生活保護世帯数は336世帯で、その人数は393人となっています。そのうち、障がい者は43世帯、母子世帯は9世帯、高齢者224世帯、傷病者41世帯、その他は19世帯となっています。また、生活保護受給者でひとり暮らしの高齢者は204人となっています。

次に、質問2のひとり暮らしの高齢者についてお答えします。

平成28年1月1日現在のひとり暮らし高齢者数は4,052人です。この人数は住民基本台帳上の人数であり、家族と同居しているにもかかわらず世帯分離している方なども含みます。したがって、実際の独居の方の人数と差異があり、実際の独居の方の人数のほうが少し少ないのではないかと考えられます。

また、過去5年間で孤独死された方の人数ですが、地域包括支援センターで把握している方は11名となっています。

次に、質問3のひとり暮らしの高齢者に対

する地域での見守り活動についてお答えします。現在、本市が行っている高齢者見守り事業は、緊急通報装置を設置する安全生活支援サービス事業、高齢者配食サービス見守り事業、地域見守り協力員による地域見守り支援事業、認知症の方などを対象とした高齢者等見守り・安心ネットワーク事業などです。また、現在、一部地域では、それぞれ地域独自の見守り活動を行っていると聞いています。

今後、高齢化がますます進む中で、本市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めています。このシステムは地域の皆さまとともにつくり上げるものであり、その中には、安否確認なども入っており、その担い手は地域の皆さまをはじめ、ボランティア、NPOなどを想定しています。持続可能なシステムを地域の皆さまとともに構築できるよう、有効な仕組みを考えてまいります。

次に、質問5の介護認定をされながら介護サービスを利用しないのは、どんな理由からですかとお尋ねにお答えします。

平成27年度の実績では、要介護認定を受けている方のうち、居宅・地域密着・施設サービスを受けた方の割合は94.6%で、要支援認定の方の利用率は59.6%でした。ただし、これ以外に住宅改修や福祉用具購入者もいるので、厳密にはもう少し利用率が上がります。

今回お尋ねの平成28年11月報告分では、要介護認定等を受けながら介護サービス等を利用しなかった方は372人で、平成27年度の実績から考えると、ほとんどは要支援認定の方と判断されます。

要介護認定者で介護サービスを利用しなかった方の一番大きな理由は、過去の実績と窓口での聞き取りから入院中であると判断しています。入院中は医療サービスを受けるので、

その間、介護サービスは中断します。

要支援認定者では、住宅改修や福祉用具購入のためだけに認定を受け、以後、介護予防サービスを利用していない方や、介護予防サービスを使う必要が出てきたときにすぐに利用できるように、認定を受けている方もいます。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）質問4の、ひとり暮らしの高齢者の水道代、電気代の滞納者が何人おられるか把握できていますかというご質問に対してお答えします。

水道事業としては、水道料金の滞納者の人数及び滞納金額については把握しておりますが、その中で、ひとり暮らしの高齢者が何人おられるかまでは把握しておりません。

そもそも水道料金は私債権であり、公債権である市税のような調査権等がございません。しかしながら、水道料金滞納者に対して督促、催告等を実施しても、なお滞納している方に対し、やむを得ず停水措置を実施する際には、必ず市福祉関係部局との連携をとった上で行っておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、電気代については、民間事業者が実施する事業であるため、市では把握しておりません。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、質問2の項目のところちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの答弁で、生活保護世帯数が10月現在336世帯、そのうち高齢者は約7割の224世帯で、ほとんどがひとり暮らしの高齢者で204人となっています。生活保護世帯だけでなく、ひとり暮らしの高齢者がどのようにして孤独

死に至ったのか、例えば、病気なら通院できていたのか、食事をとって生活できていたのか等々の状況を、行政の側からどの程度把握しているかということをお聞きしたいんですが、孤独死を再び起こさないために、高齢者にとっても安全・安心のまちづくりを進めていく上で、個人情報保護を踏まえながら孤独死に至った状況把握というのが、行政の側からある程度つかんでいく必要があるのではないかと思います、この考え方、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）答弁の中でご報告いたしました、地域包括支援センターで把握している人が11名ということでございます。で、一つ一つ事例を報告するのちょっとした差しさわりがあるんですけれども、やはり気づかれるというのが、二、三日姿を見ないので、近所の方がちょっと心配して通報があったであるとか、あるいは心筋梗塞等突然の病気であるとか、あるいはヘルパーさんが行ったときに発見したとか、そういうふうな事例が多くあるようです。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今の質問も、結局、今答弁ありましたように、地域、行政も含めて一緒にみんなで見守っていく、そのことはすごく大事かと思しますので、これからもそんな形でやっていかななくてはと思います。

そして、次に、質問3の項目のところでお聞きしたいんですが、生活保護を受けたいと思っても我慢している高齢者、そういった方が少なくありません。自分の暮らし向きをなかなか他人に話せない、そんなことではないかと思えます。

しかし、地域の方や介護ヘルパーの方、病院など、高齢者が困窮しておられる状況というのは時々遭遇すると思えます。そこで、行

政と地域との連携が大切だと思います。ひとり暮らしの高齢者の見守り、生活のこと、健康状態は大丈夫か、地域の皆さんからも気にかけていただいているかなど、手のひらに乗るような見守りが大切だと思います。

今後とも地域包括ケアシステムが、地域の草の根の取り組みと行政との連携を図るために、地域と行政とを結ぶ、私の意見ですが、協議会を地域につくって、それを各地区ごとに設置してはどうかというふうに思います。いろいろ行政の側からも制度やシステムがありますが、地域と行政を結ぶ協議会を設置して、地域からの行政への要望、行政側からできることなどを出し合う場、そういう場の協議会というのを設置していただきたいと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしの、地域と行政をつなぐ協議会というような組織の設置というご質問であったかと思えます。

現在そういう地域と行政を結ぶ、特に、いろいろ日常生活でお困りの方等をつなぐ役割が期待されておるのが、民生委員・児童委員の制度がございます。それと、当然ご近所の方、ご親戚の方から直接地域包括支援センターにご相談も多くございます。また、地域の区・自治会の役員の方々からも情報提供なり、ご相談を受けることもございます。

そのようなことで、我々、現在ご質問の中にありましたように、今後、地域の人と人とのつながり、助け合い等々をこれから強化して、地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございまして、現在のこういうシステムで一定、協議会のようなものが区・自治会の中で機能しているのかなというふうには考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私の提案なんですけど、

今の地域包括ケアシステムがあるんですが、日常的にそういう協議会という形があれば、すごく情報も伝達が早く、いろんなことがその場で協議される、各地区ごとに置かれている状況というのは違うと思うので、把握する上ですごく役に立つと思うんですが、ぜひ検討していただくようお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この項目はこれで終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、子どもの貧困対策とその関連に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）子どもの貧困対策に関する就学援助制度についてお答えします。

平成28年11月24日現在で、橋本市内小学校の要保護認定者数が9名、準要保護認定者数が395名であり、中学校では要保護認定者数が2名、準要保護認定者数が238名となっています。

また、就学援助費の補助対象費目については、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等のほか、児童生徒会費、PTA会費、修学旅行費が対象で、国の標準単価を基準に補助金額を定めています。

議員おただしの、新入学児童生徒学用品費等の支給金額は、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円となっており、9月に支給しております。また、ひとり親家庭、母子家庭・父子家庭の人数については、現在の市内要保護、準要保護認定者数644名のうち、母子家庭が411名、約64%、父子家庭が11名、約2%となっています。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、質問2

の、貧困対策について、その推進計画をどのように取り組むかというご質問にお答えします。

平成26年1月17日に子どもの貧困対策法が施行され、同年8月に、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。

各都道府県においても子どもの貧困対策推進計画を策定中であり、和歌山県では今年度中の策定を予定していると聞いています。

本市においても、県の推進計画が策定されれば、それに基づき子どもの貧困対策に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）それでは、質問1の項目のところでもまずお聞きしたいんですが、新入学の学生服の費用は、私、ちょっと橋本市内のあるお店でお聞きしたんですが、小学生男子で平均1万40円でございます。女子で平均1万1,050円です。中学生男子で平均4万510円です。女子で平均4万9,730円であります。

本市の新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金ですが、この支給額は中学校で国基準の、先ほど答えていただきました2万3,550円です。とてもこの実際に買う費用には追いつかない、不十分であると私は思います。しかも、遅くとも、現状9月に支給されているようですが、何とかこれを3月に支給できないかと私は思っています。要るときに支給するのが必要ではないかと思ひます。就学援助受給世帯の暮らしを直撃していますこういう支給金額では、と私は思ひます。

去る5月の24日なんですが、参議院で日本共産党の田村智子議員が、国会でもこの問題を取り上げました。こういったことを聞きまして、生活困窮世帯が入学準備金の立て替え

をしなくても済むように、就学援助を入学前の2月か3月に支給できないかという質問をしたところ、政府の答弁は、これまでも都道府県教育委員会に対して、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しています。市町村に引き続き働きかけていきます、という政府の答弁がございました。

現に、入学準備金を2月、3月に支給しているところ、私、調べてまいりました。来年度から支給するところ、また、現在支給しているところがございますが、石川県小松市、白山市、鹿児島県出水市、長野県安曇野市、東京都八王子市、そしてまた群馬県太田市、九州では福岡市、長崎市、熊本市、日田市など、東京では足立区、新宿区、江戸川区、豊島区、多摩市、東大和市、狛江市、青梅市、立川市、小金井市などがございます。

小松市では、所得の確定が遅くなるので、前年度所得でもって10月に申請を受付しながら、入学準備金を3月に支給しています。八王子市も、前年度の認定基準でもって入学準備金のみ支給しています。鹿児島県出水市では、自治体の裁量に任されているということで、3月に入学準備金を支給しているということでもあります。直接電話で問い合わせてみましたが、そうおっしゃっていました。安曇野市では、1月に源泉徴収が出るので、2月に認定して入学準備金を支給しています。

入学準備金は年度内に使用されるものだから、行政としては年度内予算というふうに見ることができますよとおっしゃった市役所がございました。私が問い合わせましたら。なるほどなど私も思いました。文部科学省も児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するようという通知を出しているところですが、本市でも何とか3月に入学準備金を支給できるようにしてほ

しいという保護者の願いがございますので、何とか検討する課題にならないでしょうか。ぜひお答え願いたいと思います。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

まず、就学援助の支給についてですけれども、本市におきましては国に準じて行っているということで、県の中でもまず高水準、非常に高い就学援助の費用を捻出しているというのを、まず一定ご理解いただきたいと、そのように思います。

次に、時期でありますけれども、議員おただしのとおり、確かに入学時における入学用品費はかなりの金額があると、そのように自覚はしております。ただ、前年度収入によって就学援助等を決定してまいりますので、例えば前年度収入に間違いがあった場合、規定以上に実は収入があったということで、一旦支払わさせていただきますと、今度は返してもらうという作業が必要となってきます。この場合、学校のほうで返却を求めることとなります。

現実、私自身もそういう場面に何度か遭遇しました。支払うときには非常に、今、銀行振り込み等でお支払いする、スムーズに行くんですけども、返却を求める場合のしんどさといいますか、かなり辛いものがございます。そういう意味でいいますと、今、9月に第1回目の支給をしておりますけれども、9月支給ですと、まず間違いなく返却を求める必要はなくなっていると思います。

そういう意味で、本市におきましては9月支払い、第1期9月、第2期12月、第3期3月、新入用品費につきましては9月一括払いという形で続けて行っていきたいと、そのように思っています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）教育長の答弁、それは

それでわかるんです。全国でこれだけ実施しているのは、一体どないしてんかと、けったいなことやってるなどと思ってはないと思いますけども、実際、やっぱり要るときに支給するというのが本当に保護者の立場から大事と思うんです。現にやっているところあるんですよね。

ほんで、私、この中で聞きましたら、二つの市だけは返却してもらいませんと。そこまでやるところあるんだなと私は思ったんですけども、それはそれとして、やり方としては前年度の収入基準でやれば、その分だけは支給できると思うんです。そういうふうにして工夫している自治体があるわけですから、まったくできないとは言えない。必ずしも最新の収入でせなあかんということはないと思います。自治体の裁量に任されているわけですから、そこはやっぱり何とか、そういうふうにして努力している自治体があるわけですから、できないとおっしゃらんと努力するようにしていただきたいと思うんですが、何とか検討していただく課題にぜひともこれ、していただきたいんですが、いかがですか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）3月支給、2月支給というのは大変早い時期の支給になりますし、これはかなり難しい、困難だと思います。

ただ、自分たちとしては、日にちを、例えば9月支給を6月支給というふうに検討をまずはしていきたいと、このように考えています。

それと、確かに必要なときに必要な支給をするということは大事なんですが、例えば、2月、3月に支給した場合の年間のローテーションを考えますと、かえって1年間の生活というのは、常にそのときだけが集中してお金が必要ではないのではなくて、平準化して必要な部分があると思います。いわゆる平準

化してご家庭に支給していくことが大事ではないかと。

ただ、そのときに大事なのは、ご家庭の消費の仕方というの、やはり教職員とご家庭との間で、ある意味一定の話し合いも必要ではないかと。といいますのは、いわゆる社会的自立を支援するための就学援助金であります。そのときそのときさえ良ければいいというものではなくて、やはりご家庭が社会的自立をして、子どもともに前を向いて進んでいくための資金であると、そのように考えて、自分たちももう一度検討していきたいと、そのように思います。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ちょっと2月、3月にならないものかということも含めて、検討していただくようお願いいたします。

そして、次の質問に移ります。国は先ほど言いました、子ども貧困対策推進法を2014年1月に施行しましたが、各地方自治体で子どもの貧困対策推進計画をつくっております。できていないのは東京都と和歌山県だけです。遅れているわけですが、和歌山県は来年3月にできるというふうに聞いております。

子どもの貧困の実態調査から始めているところが、全国で多くございます。アンケート調査をしているところから、いろいろ意見、私も聞きましたが、ほとんど家庭の経済状況や就労状況等を把握する項目を設けています。生活困窮層を把握しているということでもあります。

沖縄県の子ども調査、私はネットで取りましたが、沖縄県が子ども調査をやりましたが、A4ページで80ページ、この報告書をつくっております。全国で一番ひどい、貧困率が高いのが沖縄県であります。だから、こういうかなり突っ込んだ調査をしているということでもあります。その中で、どんな質問かとい

いますと、子どもへの質問では、物品の所有状況、友達との関係、食事を誰と食べているか、学校生活について、また、家族に大事にされているか、不安を感じていないか、こんな質問であります。

それと保護者への質問では、就学援助に必要な経費をカバーできているか、保護者の家計状況、子どもへの支出状況、食料、衣類を買えなかった経験があるか、電気・水道・ガス代の滞納経験がありますか、子どもの健康状態、子どもの放課後の居場所等々がアンケートで書かれています。

本市においても、こういったことで本当に貧困層の子どもたちの実態調査、それから自分たち行政の側からも見えてないところがたくさんあると思います。その実態調査をまずはして、子どもの貧困対策推進計画をつくっていく方向へ持っていかなくてはと思いますが、この実態調査、何とかやっていただきたいと思いますが、やるお考えはありますでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）貧困の連鎖を断ち切るということは、これから行政の非常に大事な事柄だと、そのように思っています。その中で、まず、今、橋本市内の学校が行っているのは生活実態アンケートという形で、朝食をとっていますかとか、何時に寝ますかとか、そういう生活実態アンケートは子どもたちに、小学生を中心にしてとっています。

その中で一つ、私自身も考えますのは、例えば0.3%の子どもが朝食をとっていないとするならば、例えばその0.3%の子どもが果たして貧困であるのかどうかのクロスができるかどうか、これは問題やと僕は思っています。貧困であるから朝食をとっていないということでも、まずはないというふうに思います。

そういう意味で、貧困とそれから生活実態

をクロスした調査というのは必要なとも思っていますので、議員のおっしゃる、実施している市町のアンケートの内容も吟味させていただいて、検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ぜひよろしく願いいたします。

調査のやり方なんですけど、沖縄県では小学校1年生と5年生、中学校2年生を対象にしているということで、神奈川県ではひとり親家庭、児童扶養手当受給資格をされている方を対象にしているということでありました。長崎県大村市は、小学校5年生と中学校2年生を対象に調査をしたということであります。宮崎県えびの市では、子育て世帯だけでなく教員や保育士、民生委員らにも、どんな支援が必要かという、そんな調査もしているそうであります。

本市でも、先ほどご答弁いただいたように、そういう調査を検討させていただいて、他市の状況を調べながら、ぜひともこれ、何とかやっていただきたいと。貧困対策は調査からと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そしたら、質問いたします。昨年の5月7日のNHK番組のことなんですけど、夜中12時から始まります時論公論で、「待たなし！子どもの貧困対策」という番組がございました。この中で、東京都足立区が昨年度から子どもの貧困対策に取り組んでいる様子を報道されておりましたが、早期発見・早期支援、これに乗り出したという報道なんですけど、早期発見、具体的には子どもが生まれる前から貧困につながるリスクを見つけ出そうと、そういう内容で、どういうことかといいますと、妊婦が母子手帳を受け取る際に提出する妊娠届出書で情報をつかもうとしているわけです。

どうということかといいますと、そこでアンケート項目にこんな質問を出しまして、パートナーとの関係や生活費などで困っていないか記入させています。例えば、パートナーとの関係が悪いと答えた人がいれば、ひとり親世帯になるリスクがあると考えて、そうならないように必要な支援を考えていこうということで、すごいいいアイデアだなと私は思いました。さらに小学校1年生の全世界帯に協力を求めて、貧困の実態調査を行うことに今しているそうであります。保護者の所得や公共料金の支払い状況、虫歯の有無など、子どもの健康状態や食生活などを調べて、明らかになった課題に重点的に取り組むためということによっているそうであります。

子どもの貧困は、虐待や不登校、非行など、さまざまな問題につながるおそれがあるからであります。子どもの将来に大きな影響を与えるからこそ、深刻化する前に支援の手を差し伸べようという足立区のこのやり方、私はすごいなと思いました。個人のプライバシーに踏み込んで情報を集めることにしているわけですが、そこまでしてやろうとしている姿勢であります。

この番組で、NHK解説委員の村田英明氏はこう言っています。私は、個人情報取り扱いには細心の注意を払いながらも、まずは貧困の実態把握が対策を進める上で重要だと思います、とっておりました。足立区の妊娠届書で情報を集めるアンケートの取り組み、本市でも取り組んだらすごくいいなと思いますが、いかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、いろいろご紹介いただきました。実は本市でも、母子健康手帳交付のときにアンケートをとっております。その中には、いろんな多岐に渡るんですけれども、例えば、出産への不安であり

ますとか、いろんな項目の中に、経済的不安についても項目はございます。ただ、主観的に書かれるので、それが実際どの程度のということまではアンケートでは求めておりませんが、その後、リスクが高いような方々については、保健師が見守っていくというふうなことになります。また、必要であれば関係課、福祉課等の連携であるとかいうふうなことと、連携をとって対応していきます。

それと、今のお話の中で、例えば、貧困に起因して虐待であるとかいろんな課題が出てくる場合には、児童福祉法に基づく、本市の場合は、橋本市要保護児童対策地域協議会というのを設置してございまして、これにつきましては医療関係者でありますとか、児童養護施設でありますとか、あるいは行政の担当部局、あるいは民生委員、教育委員会部局等々入った協議会、地域協議会を設置しております。そこで適切な支援を確保していくというふうなことで取り組んでおることを報告させていただきます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）子どもが生まれる前から、そのパートナーとの関係を気にかけてあげることが大事かと思っておりますので、アンケートの中にそのことを加えていただくように、ぜひお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。この貧困問題なんですけど、一般社団法人あすのば、日本大学の子どもの貧困対策計画の策定状況に関する調査結果、ちょっと長ったらしいんですけど、これが出ておまして、各都道府県別に調査が、数字が出ておまして、それによりますと、和歌山県は高校卒業後の就職率は、ひとり親家庭で39.2%、奈良県が22.3%、兵庫県は25.6%、京都府は15.7%、滋賀県は33%であります。大阪府を除いて、この和歌山県、ひとり親家庭の児童は大学入学が近畿圏

で飛び抜けて少ないということでもあります。

ひとり親家庭の高校中退率も、和歌山県は最も高く4.9%であります。質問1で答弁がありましたように、市内の就学援助認定者644名中、約66%の442名がひとり親家庭でございます。高校卒業後、大学に行かず就職する率がそれだけ高いということでもあります。それは家計が苦しいからであると思いますが、政府は2014年8月、子どもの貧困対策大綱を閣議決定いたしました。そこで、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は、極めて重要です。そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進すると。すごく拍手を送りたいような内容でございます。

和歌山県教職員組合の教育研究集会ですが、先週の金曜と土曜日にありました。その資料を私にいただいたんですが、貧困家庭の実態調査という内容なんですが、私、これを読んで、ほんまに涙出るほどびっくりするような内容が書かれておりました。

例えで申し上げますと、中学校はクラブ費用等学用品以外にもお金がかかるため、クラブのユニフォーム代を父親の給料日まで待つてほしいと子どもさんが言っているとか、仕事がフルで、仕事で一人で待つことが多い。両親とも遅く帰るということで、また、母子家庭で母が昼、夜と仕事に追われていると。また、こんなこともありました。靴底が破れたまま靴をはいている子どもがいる。家庭で夕食の用意が難しく、子どもが祖母に預けられて夕食を食べている。また、真夏に真冬のズボンをはいてくる子どもがいる。また、父

親が失踪した家庭がある。現在、母も仕事はしておらず、祖母の援助を受けて生活している子どもさん。中には、生徒がアルバイトしたいと先生に言ってきた。保護者の仕事の都合で欠席することがある子ども。さらに、低所得、シングルマザーの増加が貧困を生み出しているという先生のアンケートもありました。こんな状況です。

感情の起伏が激しい。給食の食べ方がすごい。家庭で怒られ過ぎて、その反動が学校に出てきて指示が入らない。人の話を聞かない。そういう生徒もおられるそうです。仕事が忙しく、休日も働いていて家にあまりいない。朝早く出勤するため寝坊が非常に多く、朝ご飯も食わずに登校する。学習意欲もなく、授業中ぼーっとしている。そしてまた、円形脱毛症が8月から出ている子どもさんもおるといことです。さらに、子どもに構ってくれないので宿題をやってこない。基本的な生活習慣も身につかず、学習への意欲が低い。そういう子どもさんもおるといことです。さらに、母が仕事という理由で家をあけることが多く、家事をしなければならないという不満を訴えている子どもさんがいます。朝夕の食事がとれないこともあり、栄養状態が気になっています。衣服がいつも汚れて、同じ服を着てきている。さらに、食事については、コンビニ弁当、カップラーメン等、保護者ともども食卓を囲んでという昔の雰囲気はないように子どもの話からうかがえる。生活が困窮しているため、栄養面や衛生面で心配される児童がいます。児童相談所と連携はとっていますという先生の声もあります。小学校、中学校の段階で大学進学を諦めている、そういうことを言っている子もおられるそうです。朝食を食べていないことが多く、ほとんど午前中は空腹である。また、学生服等の高額なものを買うとき、教師が立て替える場

合もある。また、母を刺激するのではなく、子の頑張りをほめながらお母さんの協力を促すようにしている、という先生の努力もあります。また、こんなこともあります。朝早く登校してお茶ばかり飲む子どもがいる。朝食を食べていないため、元気がなかったり落ち着きがなかったため、給湯室に呼んで餅やパンを食べさせている。就学援助金を学校振り込みしてもらい、徴収金の滞納を少しでも少なくなるようにできないかという声もございました。

そんなことで、これ、ものすごい数があります、今、中間報告というてますけど、私、これ読んでびっくりしました。これは橋本市じゃなくて和歌山県下の状況なんですけど、こんな実態調査の、隠れたところに私たちが知らないことがたくさんあるということなんです。だから、教育長、ぜひとも実態調査というのは、これも参考にしながら、教職員組合のアンケート、実態調査を参考にしながら、これからの対策を立てていく必要が、和歌山県では3月につくるとおっしゃっていますが、市独自で進んでやっていけるようにお考えになってくださるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次にお聞きしますが、国会内で超党派の、子どもの貧困対策推進議員連盟が今年の2月できました。そこで私、調べましたが、正確ではないかもわかりませんが、ネットで調べたんですが、全国で約300箇所の子どもの食堂が今急増しているということで、その半数が食事が無料ということで、地域のボランティアの皆さんでやっているそうであります。

長崎大学の小西准教授がおっしゃっていますが、市民が手弁当で子ども食堂に取り組んできたが、本来は行政の役割です。将来は小学校区に一つ設けるべきですという指摘をさ

れているところであります。

本市においても子どもの貧困対策の取り組みとして、子ども食堂を検討していただけないでしょうかという私の質問でございます。学童保育後、そのときに学童保育後の子どもの居場所づくりとして、また、スタッフが勉強を教えたり、調理や掃除など、生活習慣を指導したりすることも子ども食堂でできる。全国の子どもの食堂で高齢者の方も来られるそうですが、そういった形で子どもさんや高齢者の方も含めて、そういう本当に暮らしに困っている人たちを救っていく、そういう子どもの子ども食堂というのが全国で広がっているわけでございます。

私の住む山田地区の知人も、この間お会いしまして、ぜひとも子ども食堂を始めたい。困っている子どもを何とかしてあげたい。そうおっしゃっていました。また、別の方からもそんな話を私は聞いております。

そこで私、申し上げたいんですが、兵庫県では、子ども食堂を県内で立ち上げる団体に、調理器具や家具、食器購入費などの経費を最大20万円まで補助する制度ができました。財源はどうするのかと問いましたら、あらかじめ用途を決めて寄附を募る県のふるさと納税、これを活用することになっているということでもあります。ですから、行政の側から実施する意思を示すだけだと私は思います。財源の心配をしなくて、ふるさと納税というのは、もともと橋本市のまちを良くしてほしい、発展してほしいという願いから寄せられているわけですから、ほんまにもってこいの財源だと私は思います。ですから、財政が苦しい苦しいという答弁が多いんですが、このふるさと納税を使いながら子ども食堂を実施することは可能かと思っておりますので、いかがでしょうか。お願ひします。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

橋本市内にもそういうふうな形で、NPOなり、いろいろと取り組んでみたいというところもございます。ただ、教育委員会としましては、まず一点目、先ほどの貧困に関するアンケートですけれども、まず、この部分はどうとって、反映をどうしていくかということが非常に難しいなというのが先ほどからあります。

もう一つ、今年度から教育と福祉の連携会議という形で、教育委員会部局と福祉部局が一緒になって子どもの貧困等についての協議を行っています。来年度、より一層具現化していくであろうと、このように思います。その中に子ども食堂も入ってくるであろうと。和歌山県も先ほど言われました補助は出ております。県の補助はありますので、そういうのを参考にしながら検討していきたいと、そのように思っています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ぜひとも、待ち望んでいるボランティアの人たちもおられるので、ぜひお願いしたいと思います。

財源なんですけど、ふるさと納税を使うということはアイデアと思うんですけど、それはちょっとどうなんですかね。財政課、市長、どうですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

ふるさと納税を使うというお話をいただいているんですけど、ふるさと納税も、こういう分野というのを決めておりますので、そこに合うようなものがあれば使えるかなとは思いますが、子ども食堂というのは、原則的にはNPOであったりボランティアの方であったり、そういう方に運営していただくの

が理想かなというふうに思いますし、今後いろんな意見も聞きながら、どういう方法でできるのかと。橋本市としても決してやらないと言ってるのではなくて、必要だという部分は十分認識をしておりますので、今、突然ふるさと納税のお話をいただきましたので、何とか子ども食堂については民間やNPO、ボランティアの方とそういう中で議論をした中で、こういう形でやりましょうかというのを、こういう形でやらさせていただきますというの、行政の中で一つの方針を決めさせていただいて取り組んでいきたいとは思っていますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）次の質問事項に移ります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、産業廃棄物中間処理事業所に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）産業廃棄物中間処理事業所について、山田地区区長会長から提出のあった要望書についてお答えします。

本年9月12日付で、山田地区区長会長名で平木市長宛てに神野々区内で操業する産業廃棄物中間処理業者、株式会社ワークに対する要望書の提出がありました。この要望書と全く同じ内容のものが伊都振興局長宛てにも提出されていますので、県と市が共同で取り組むべき要望であると理解し、県との連携を念頭に取り組んでいます。

要望書の書面には、「さらなるご尽力のほどよろしく申し上げます」と記載されていることから、項目ごとの回答はしていませんが、山田地区区長会長及び神野々区長には、これまで同様、県や神野々区と連携し住環境の保全に取り組んでいく旨、お伝えしています。

おただしの項目ごとの市の考えや現在の状況を説明しますと、一点目の、廃棄物による不適正処理で生活環境が悪化しているので環境保全を徹底されることについては、これまでどおり地域住民の立場に立って、県及び関係部と連携を図り、取り組んでいきます。

二点目の、粉じん防止の建屋建設に尽力されることについては、現在、対応策等について株式会社ワークと協議を重ね、要望しているところです。本市としましても、継続して働きかけていきます。

三点目の、汚染水が地下浸透を生じているので、適切な指導・措置を講ずることに関しては、神野々区の要望や市の指導に従って、株式会社ワークが施設敷地内に2箇所の沈殿槽を備えた排水設備の設置を行ったため、本年10月12日、神野々区、橋本保健所、本市の3者で現場を確認しています。

四点目の、埋立工事について、産業廃棄物の全部を取り除き、将来にわたり駐車場以外の用途に使用させないことについては、今後、埋立工事を再開する際には、橋本保健所立ち会いのもと、不適切物混入の有無の確認を行い、発見された場合は適切な措置を行わせることになっています。

また、宅地造成等規制法による許可では、施行完了後の土地利用について制限することはできません。土地利用者は関連する法令に準拠した範囲で土地利用を図ることができます。

最後の、産業廃棄物処理行政に対する地域住民の不信払拭する一層の努力をされることについてですが、企業活動を行う上で、法令遵守はもとより、地元住民からの信頼を得ることが安定した企業経営につながることや、そういった点も踏まえた企業姿勢を地域住民に示すべきであること等を、事業者に対して積極的に指導していきます。

○議長（中本正人君）7番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）